

令和2年4月24日

第22回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第 22 回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和 2 年 4 月 2 4 日(金) 午後 2 時 0 0 分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

議事日程

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農用地あっせん申出の取下げについて

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定に
ついて (所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに
許可及び意見聴取決定について

議案第 4 号 農用地あっせん申出について

議案第 5 号 荒廃農地に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番 蓑 田 六 雄	2 番 松 下 芳 子	
4 番 德 留 清 幸	5 番 田 中 健 一	6 番 石 神 一 男
7 番 永 吉 正 文	8 番 井 元 清 八 郎	9 番 菱 田 康 彦
10 番 井 手 康 則	11 番 奥 村 祐 樹	
13 番 前 原 正 文	14 番 松 木 茂 久	15 番 澤 山 建 志
16 番 西 村 圭 史	17 番 桐 原 鈴 代	18 番 野 元 辰 雄
19 番 坂 元 一 彦		

1 小委員長

5 番 田 中 健 一

1 欠席委員

3 番 今 村 秀 一, 12 番 南 耕 太 郎, 29 番 濱 田 卓 郎

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

参事

主幹兼農地総務係長

農地総務係主査

主幹兼振興係長

振興係主査

振興係主任

西 村 里 志

嶺 元 和 仁

堀之内 秀一郎

野 元 暢 治

山 中 修

向 吉 真 一

下温湯 美 里

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長

堀之内 秀一郎

1 開会	午後2時00分
事務局	全員ご起立願います。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第22回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「10番委員」と「11番委員」を指名いたします。 早速議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号農用地あっせん申出の取下げについてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第2号農用地あっせん申出の取下げについて説明いたします。 議案書の4ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 取下げ理由につきましては、平成31年4月25日第10回委員会議案第5号8番の売渡希望で承認された農地でございますが、関連議案第2号3番に記載のとおり、農地法第3条の許可申請による審議を行うこととなったためです。以上で説明を終わります。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案書の5ページをお開きください。 今月の議案第1号経営基盤強化促進法農用地利用集積計画の意見決定

についての所有権移転分は、8件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

なお、番号2及び番号3も関連がありますので説明します。番号2及び番号3については、議案書にお示しのとおりですが、譲受人はいずれも■■■■で番号1と番号3が贈与、番号2は売買で、所有権移転に伴う対価が175万円となっています。

3筆は隣接する農地ですが、譲渡人は3人とも長年3筆全て■■■■さんのものと認識したまま現在に至っていました。

今回、買いあっせんにより当該農地を■■■■さんに交渉し、3筆を■■■■さんから買受けることで合意しましたが、登記を確認したところそれぞれ所有者が異なることが判明しました。

このことを譲渡人の3人に伝えたところ、■■■■さん以外の2人から当該農地は■■■■さんの農地と考えているので、■■■■さんが自分の農地として処分することに異存はない旨、名義変更についても必要な協力はする旨の承諾を得られました。その結果■■■■さん以外の土地は、2人から贈与で■■■■さんへ、■■■■さん名義の土地は売買で■■■■さんへ集積することになりましたが、3筆の土地代として175万円を■■■■さん名義の土地に計上しているため、単価が1a当たり約16万9千円と見かけ上高くなっています。

以下については、お目通しください。

今回の所有権移転分につきましては、すべて経営面積など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち所有権移転分について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

7番と8番について、非常に安いですがこういった理由かご存じの方がいらっしゃれば教えてください。

まず、譲受人と譲渡人は親戚関係です。

譲渡人はこの畑をどうしても売りたいということでしたが、買い手がなかなかおらず譲受人に話をしたところ買っても良いということで、この値段になったようです。

分かりました。

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議長

8番委員

9番委員

8番委員
議長
委員

議長	議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。
	議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についての説明をいたします。
	議案書の7ページから19ページになります。
	今月の経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についての利用権設定分は、1議案47件です。
	内訳は、新規の利用権設定が40件、再設定が7件、合計面積は107筆、112、494㎡となっています。
	(番号1を議案書どおり読み上げ説明)
	以下については、お目通しください。
	なお、番号27が使用貸借となっている理由につきましては、番号46及び番号47は農地中間管理事業を活用することから、まとめて口座振替にて賃借料を支払うほうが貸人、借人にとって都合が良いため、番号46及び番号47には番号27の賃借料が含まれているためです。
	以上、全て経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われま。
議長	皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
	ただいま、事務局の説明のとおりであります。
	それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番について、ご審議願います。
	これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき、議長を降り退席いたしますので2番委員に議長をお願いいたします。
	(2番委員に議長を交代、1番委員の退席確認)
議長 (2番委員)	1番委員に代わりましてしばらく議長を務めさせていただきます。
	それでは議案第1号のうち利用権設定分の1番と2番についてご審議願います。
委員	ご質疑、ご意見はございませんか。
	「なし」の声あり。

議長 (2番委員)	議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
(2番委員)	よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番と2番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	利用権設定分の1番と2番の審議が終了しましたので、1番委員と議長を交代いたします。
	(1番委員の復席確認)
議長	次に、議案第1号のうち利用権設定分の3番についてご審議願います。
	これにつきましても会議規則第25条の規定により、2番委員の退席を求めます。
	(2番委員の退席確認)
	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、利用権設定分の3番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第1号のうち、利用権設定分の3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	(2番委員の復席確認)
	次に、議案第1号のうち利用権設定分の4番と5番についてご審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第1号のうち、利用権設定分の4番と5番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第1号のうち、利用権設定分の4番と5番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第1号のうち利用権設定分の6番から11番についてご審議願います。
	これにつきましても会議規則第25条の規定により、9番委員の退席

委員
議長

委員
議長

4 番委員

議長

を求めます。

（9 番委員の退席確認）

ご質疑，ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第 1 号のうち，利用権設定分の 6 番から 11 番については，原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって，議案第 1 号のうち，利用権設定分の 6 番から 11 番については，原案のとおり承認することに決定いたします。

（9 番委員の復席確認）

次に，議案第 1 号のうち，利用権設定分の 12 番と 13 番につきましては，新規就農者ということで，担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので，担当委員の報告を求めます。

番号 12 番及び 13 番につきまして，4 月 2 日に，私と 23 番委員で調査を行いましたので，ご報告いたします。

申請者，土地の所在地，地目，面積等は議案にお示しのとおりです。

申請人は，60 歳の定年を迎えるまで，XXXXXXXXXXに勤務していました。

勤続中から，休日を利用しながら夫婦で施設観葉に従事し，農機具等については，自己の所有するものを使用していたそうです。

今回利用権設定をし，30a を超えることから新規就農者となりました。

観葉植物を 30a 栽培し，目標年間販売高は約 650 万円を目指しております。

長年従事してきましたので，栽培技術・農機具等の操作の問題はありません。

今後は，ハウスを増やしたいと考えているそうです。

また，農地は母親と兄弟の土地を借りているので使用貸借権となっています。

なお，営農計画書を資料の 1 ページに添付していますので，ご参照ください。

ただいま，担当委員の報告のとおりでございます。

それでは，議案第 1 号のうち利用権設定分の 12 番と 13 番について，ご審議願います。

ご質疑，ご意見はございませんか。

委員 議長	「なし」の声あり。 議案第１号のうち、利用権設定分の１２番と１３番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第１号のうち、利用権設定分の１２番と１３番については、原案のとおり承認することに決定いたします。
16番委員	次に、議案第１号のうち、利用権設定分の１４番と１５番につきましても、新規就農者ということで、担当地区の委員が営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員の報告を求めます。 番号１４番及び１５番につきまして、３月２３日に、私と３６番委員で調査を行いましたので、ご報告いたします。 申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。 申請人は、大学卒業後十数年間、叔父の農作業を手伝ううちに農業にやりがいを感じたため、５年前独立をしてソラマメを栽培しています。 今回、新たに利用権の設定をし、３０ａを超えることから新規就農者となりました。 ソラマメ３０ａ、オクラ１０ａを栽培し、目標年間販売高は約２５０万円を目指しております。 農機具等は自己の所有するものを使用し、収穫時等の人手が必要なときは知り合いに手伝ってもらっているそうです。 長年、農作業に従事してきましたので、栽培技術・農機具等の操作の問題はありません。 また、今後は、新たに、スナップ、カボチャの栽培を考えているそうです。 なお、営農計画書を資料の２ページに添付していますので、ご参照ください。
議長	ただいま、担当委員の報告のとおりでございます。 それでは、議案第１号のうち利用権設定分の１４番と１５番について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員 議長	「なし」の声あり。 議案第１号のうち、利用権設定分の１４番と１５番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。

8 番委員 事務局	よって、議案第 1 号のうち、利用権設定分の 1 4 番と 1 5 番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第 1 号のうち、利用権設定分の 1 6 番から 4 7 番について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。 2 9 番の使用貸借について、理由があれば説明をお願いします。 借人がしっかり管理することを条件として、使用貸借となっています。
議長 委員 議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。 議案第 1 号のうち、利用権設定分の 1 6 番から 4 7 番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第 1 号のうち、利用権設定分の 1 6 番から 4 7 番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。 これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	4 月 1 0 日の転用調査時に、私と、1 3 番、2 9 番委員と、事務局 2 名の計 5 名で、現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。 申請に基づき、1 番から 3 番について、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。 1 番から 3 番のすべて売買による申請でございます。 申請地は、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われます。 以上の案件に係る、農地法第 3 条第 2 項の各号の判断につきましては、別添の農地法第 3 条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。 最後に、農地法第 3 条調書、位置図、字図につきましても、資料の 3 ページから 1 1 ページに添付してありますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。 現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。
議長	

	す。
	それでは、議案第2号についてご審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
8番委員	3番について、受人は会社役員となっていますが何の会社なのかという ことと、他に農地が2万1千㎡ありますが利用されているのかという ことをお尋ねします。
小委員長	会社については土木建設業で、耕作については社員を使って行ってい るそうです。
8番委員	分かりました。
19番委員	3番について、ここは販売もされているのでしょうか。
事務局	耕作については小委員長から報告があったとおりですが、販売につい ては現地調査では聞いておりません。
19番委員	以前、販売がされていないということでどのような経営をされている のか質問したことがありましたが、その際は甘藷を栽培し販売するとの ことだったのですが、そのようにされていないようですが、営農を目的と していないのであれば農業ということから遠ざかっているような気がし ます。
16番委員	建設業で[REDACTED]ですが、身体障害者や知的障害者を雇用してその方 たちに芝桜の除草作業などをさせているようです。トラクターも持って いるようですが、作物の販売ができるところまでまだできていないよう です。
19番委員	今回の申請はどのような内容で申請されているのですか。
事務局	今回の申請は資料の9ページに有りますが、申請地ではレタスの栽培 を計画しているとのことでした。
議長	耕作については、小委員長から報告がありましたとおり耕作されてい るとのことですので、19番委員さんよろしいですか。
19番委員	やむを得ないと思いますが、チェックをよくしてほしいと思います。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第2号については、原案のとおり承認することにご異議ございま せんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第2号については、原案のとおり承認することに決定い たします。
	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見

小委員長

決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の12ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北東へ260m行った農地で、東と南は畑、西は市道、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は現在、母親と同居中ですが、手狭であることから、今回申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は、通路及び駐車場です。

資料の13ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北西へ30m行った農地で、東は宅地、西と北は畑、南は市道及び宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、自己の所有する住宅に隣接する申請地を母より譲り受け、住宅への通路及び駐車場を整備する計画であります。既に申請地の一部を駐車場として使用していたことから、今回始末書が添付されております。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。構造物の建設もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、転用目的は、資材置場です。

資料はそのまま13ページになります。

申請地は、[REDACTED]から北東へ410m行った農地で、東は5条許

	可地、西と北は市道、南は宅地に接しています。
	農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。
	申請人は、 で建設業を営む法人ですが、指宿市内での業務が増えてきており、資材運搬などの効率をあげるため、今回申請地を取得し、資材置場として整備する計画です。
	土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。構造物の建設もなく、周囲に農地もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。
	また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。
	次に番号4番ですが、転用目的は、一般住宅です。
	資料の14ページをお開きください。
	申請地は、 から西へ100m行った農地で、東は田及び市道、西は田、南は市道、北は水路に接しています。
	農地区分・許可事項については、第1種農地に該当しますが、南側に住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落接続施設に該当します。
	申請人は、現在借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。
	土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。
	また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。
	以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいまの小委員長の報告のとおりでございます。
	それでは、議案第3号についてご審議願います。
	ご質疑、ご意見はございませんか。
6番委員	3番ですが、指宿市での仕事が増えたので資材置場とのことですがどのような会社ですか。
小委員長	住宅建築などの建築業です。現在も隣接地で住宅建築を請け負っているようでした。
6番委員	指宿市に資材置場を確保しなければならないほど仕事があるのでしょうか。後々はほかの目的に使用されるようなことはないでしょうか。

議長	暫時休憩します。 (休 憩)
議長	休憩前に引き続き会議を再開します。 ほかにご質疑，ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第3号については，原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって，議案第3号については，原案のとおり承認することに決定いたします。
事務局	次に，議案第4号農用地あっせん申出についてを議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。 議案書の22ページをお開きください。 議案第4号農用地あっせん申し出の売渡・貸付をご説明します。 今月は，売渡申出4件，貸付申出3件，合計7件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下につきましては，お目通しください。 また，見取り図・地籍図等につきましては，審議資料の15ページから32ページですので，ご参照ください。 続きまして，議案第4号農用地あっせん申出の買受・借受希望をご説明します。 今月は，借受申出1件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま，事務局の説明のとおりであります。 ご質疑，ご意見はございませんか。
16番委員	借受の1番ですが，希望地区が成川，小川のあとなぜ川尻なのですか。徳光はないのですね。
事務局	現在，川尻で耕作しているためです。
16番委員	分かりました。
議長	ほかにご質疑，ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	このあっせん申出につきましては，事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので，事務局案の発表をお願いします。

事務局	それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。 売渡・貸付から申し上げますので、議案書の２２ページをお開きください。 番号１は３３番委員と１３番委員。 番号２は３３番委員と３７番委員。 番号３は２７番委員と８番委員と１８番委員。 番号４は３４番委員と１４番委員。 番号５は３７番委員と１７番委員。 番号６は３６番委員と１６番委員。 番号７は３１番委員と１１番委員。 引き続き、借受について申し上げます。 番号１は川尻地区を３１番委員と１１番委員，成川地区を３０番委員と１０番委員，小川地区を２８番委員と９番委員。 以上、事務局案として提案いたします。 皆様のご審議をお願いいたします。 なお、あっせんに関する資料は、あっせん委員に選出した農業委員に配布しております。本日出席していない農地利用最適化推進委員へは事務局からも文書で通知しますので、本日出席の委員は、これまでと同様に、農地利用最適化推進委員と連携してあっせん活動を行うようお願いいたします。
議長	ただいま、事務局案が発表されました。 それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。
１６番委員 事務局	今回、主が推進委員になっていますが、何か意図があるのですか。 あっせん委員につきましては、これまでも推進委員と農業委員を１名ずつ選出していますが、どちらが主、どちらが副ということではなく、お互いに連携して活動していただきたいと思います。
議長	推進委員と農業委員は連絡を取り合って、お互いに協力して活動してください。 それでは、それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。
委員	（各委員了解あり）
議長	それでは、議案第４号は原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。 次に、議案第５号荒廃農地に係る非農地判断についてを、議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	議案第５号荒廃農地に係る非農地判断についての説明をいたします。

議長

委員
議長

委員
議長

委員
議長

事務局

議案書は25ページから30ページになります。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査及び農地パトロール実施要領に基づく荒廃農地調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月事務局で現地確認の再調査を行いました。

その結果、議案書に記載の農地は、森林の様相を呈しているなど、農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。

よって、96筆49,848㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について承認を求めるものです。

なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

本日の議題は、これで終了いたしました。

ほかにごございませんか。

「なし」の声あり。

ほかになければ、その他に入ります。

その他について、事務局の説明を求めます。

それでは、その他についてご説明いたします。31ページをご覧ください。

その他（議案書31ページを参照して説明）

1. 一時使用届出について
2. 4月の行事報告

議長
委員
議長

事務局

3. 5月の行事予定等

4. その他

ほかにございませんか。

「なし」の声あり。

ほかにはないので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、第22回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立願います。

一同礼。

(閉会 午後3時05分)

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員10番委員

議事録署名委員11番委員